

# 石川県公報

令和 4 年 10 月 3 日 (月曜日)

号 外

(第 82 号)

## 目 次

規 則		人事委員会	
○ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則 (温暖化・里山対策室)	1	○石川県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則	2
○石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する等の規則	1	○一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則	8

## 規 則

ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十月三日

石川県知事 馳 浩

### 石川県規則第三十三号

ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則 (平成十六年石川県規則第五十一号) の一部を次のように改正する。  
第百九十五条第一項第三号中「抑制」を「量の削減」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 教 育 委 員 会

石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和四年十月三日

石 川 県 教 育 委 員 会

### 石川県教育委員会規則第六号

石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する等の規則

(石川県教育職員免許法令施行細則の一部改正)

第一条 石川県教育職員免許法令施行細則 (昭和四十三年石川県教育委員会規則第九号) の一部を次のように改正する。

第四条中「第五条第六項」を「第五条第五項」に改める。

第十一条第一項中「第五条第一項の規定により、普通免許状の授与を受けようとする者」の下に「(以下「授与申請者」という。)」を加え、同項第九号を削り、同条に次の一項を加える。

3 第一項第三号イ及びロ、第四号並びに第八号並びに前項の規定は、委員会が授与した普通免許状 (教育職員検定に合格した者に授与したものを除く。) のうち失効した普通免許状 (免許法第十条第一項各号及び第十一条第四項の規定により失効した免許状を除く。)(以下「失効免許状」という。) について再度の授与の出願があつた場合において委員会が失効免許状の原本又は写しにより過去にその授与申請者に対して失効免許状を授与した事実を確認できるときは適用しない。

第十二条中「第十六条の二第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条第七号を削る。

第十三条第一項中「第六条の規定により、教育職員検定 (普通免許状に係るものに限る。次条において同じ。)

を受けようとする者」の下に「(以下「検定申請者」という。)」を加え、同項第十一号を削り、同条に次の一項を加える。

7 第一項第四号の規定は、委員会が授与したもののうち失効免許状について再度の教育職員検定の出願があつた場合において委員会が失効免許状の原本又は写しにより過去にその検定申請者に対して失効免許状を授与した事実を確認できるときは適用しない。

第十七条第七号を削る。

様式第十六号中 「授与条件」を「授与条件」に改める。  
有効期間の満了の日 年 月 日

様式第十八号中 「修了確認期限(有効期間の満了日)」を「(旧)修了確認期限※(旧)有効期間の満了の日※ \* \* \* \* \*」に

備 考 を  
備 考 ※令和4年法律第40号による改正前のもの に改める。

(教育職員免許状の更新等に関する規則の廃止)

第二条 教育職員免許状の更新等に関する規則(平成二十一年石川県教育委員会規則第二号)は、廃止する。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の石川県教育職員免許法令施行細則の規定は、令和四年七月一日から適用し、第二条の規定による廃止前の教育職員免許状の更新等に関する規則は、同日以後は適用しない。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正前の石川県教育職員免許法令施行細則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

人 事 委 員 会

石川県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十月三日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第十四号

石川県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

石川県職員の退職手当に関する規則(昭和三十九年石川県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十条中「第十三条第四項に規定する受給期間延長通知書」を「第十三条第五項又は第十三条の四第三項の規定により受給期間延長等通知書」に改める。

第十三条第一項中「規定による」を削り、「受給期間延長申請書」を「受給期間延長等申請書」に、「受給資格証又は退職票」を「医師の証明書その他の前条各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証(受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票。以下この条において同じ。)」に改め、同項ただし書中「受給資格証を」の下に「添えて」を加え、同条第二項中「に規定する申出」を「の申出」に、「条例第十条第一項」を「当該申出に係る者が条例第十条第一項」に改め、同条第三項中「に規定する」を「の」に改め、同条第六項中「第一項ただし書」を「前項の規定は、第六項の場合及び第二項ただし書の場合における第一項の申出に、第一項ただし書」に、「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同項の前に次の一項を加える。

7 第一項の申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同

項に規定する書類を添えて知事に提出しなければならない。

第十三条第五項中「受給期間延長通知書の」を「受給期間延長等通知書の」に、「速やかに」を「速やかに」に、「記載し」を「記載した上」に改め、同項第一号中「受給期間延長申請書」を「その者が提出した受給期間延長等申請書」に、「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に改め、同項第二号中「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、「又は退職票」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項中「に規定する申出」を「の申出」に、「受給期間延長通知書を交付するとともに、受給資格証又は退職票に必要な事項を記載し、返付しなければ」を「受給期間延長等通知書を交付しなければ」に改め、同項に後段として次のように加え、同項を同条第五項とする。

この場合(第一項ただし書の規定により受給資格証を添えないで同項の申出を受けたときを除く。)において、知事は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

第十三条第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項ただし書の場合における第一項の申出は、受給期間延長等申請書に天災その他の申出をしなかつたことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。

第十三条の次に次の三条を加える。

(条例第十条第四項の人事委員会規則で定める事業)

第十三条の二 条例第十条第四項の人事委員会規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、三十日を経過する日が、条例第十条第一項に規定する雇用保険法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの
- 二 その事業について当該事業を実施する受給資格者が第二十六条第一項に規定する就業手当又は再就職手当に相当する退職手当の支給を受けたもの
- 三 その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと知事が認めたもの

(条例第十条第四項の人事委員会規則で定める職員)

第十三条の三 条例第十条第四項の人事委員会規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 条例第十条第一項に規定する退職の日以前に同条第四項に規定する事業を開始し、当該退職の日に当該事業に専念する職員
- 二 その他事業を開始した職員に準ずるものとして知事が認めた職員

(支給の期間の特例の申出)

第十三条の四 条例第十条第一項に規定する退職の日後に同条第四項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員の申出(以下この条において「特例申出」という。)は、別記第八号様式による受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他条例第十条第一項に規定する退職の日後に同条第四項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証(受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票。以下この条において同じ。)を添えて知事に提出することによつて行つて行つものとする。

2 特例申出は、当該特例申出に係る者が条例第十条第四項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して、二箇月以内にななければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 知事は、特例申出をした者が条例第十条第一項に規定する退職の日後に同条第四項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めたときは、その者に別記第九号様式による受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合(第五項の規定により準用する第十三条第一項ただし書の規定により受給資格証を添えないで特例申出を受けたときを除く。)において、知事は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

4 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を知事に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、知事は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

- 一 その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合 交付を受けた受給期間延長等通知書
- 二 条例第十条第四項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証

- 5 第十三条第七項の規定は、特例申出及び前項の場合並びに第二項ただし書の場合における特例申出に、第十三条第一項ただし書の規定は、第一項及び前項の場合に、第十三条第三項及び第四項の規定は、第二項ただし書の場合における特例申出について準用する。
- 別記第八号様式及び別記第九号様式を次のように改める。

受 給 期 間 延 長 等 申 請 書

別記第8号様式(第13条、第13条の4関係)

① 申請者	氏名	性別	男・女	受給資格証 番号
	住所又は 居所			
② 退職年月日	年 月 日			
③ この申請書を提出する理由	イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため ロ 事業を開始等したため 具体的理由 [ ]			
④ ③のイの理由が疾病又は負傷の場合	傷病の名称	診療担当者		
⑤ 職業に就くことができない期間	年 月 日から	年 月 日まで		
石川県職員の退職手当に関する規則第13条第1項・第13条の4第1項の規定により上記のとおり申請します。				
年 月 日 石川県知事 殿		申請者 氏 名		
※ 処 理 欄	延長期間	年 月 日から	年 月 日まで	

注意事項

- 1 この申請は、知事に受給資格証(受給資格証の交付を受けていない場合は、退職票)を添えて提出すること。
- 2 ⑤欄の期間が3年を超えるときは、最大限3年まで認められるものである。
- 3 ※印欄には、記載しないこと。

別記第 9 号様式 (第 13 条、第 13 条の 4 関係)

受 給 期 間 延 長 等 通 知 書

申 請 者 氏 名	受給資格証番号	
申 請 受 理 年 月 日	年 月 日	
受 給 期 間 延 長 等 の 理 由	イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため ロ 事業を開始等したため 具体的理由 [ ]	
職 業 に 就 く こ と が で き な い 期 間 又 は 事 業 を 実 施 す る 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで
延 長 等 後 の 受 給 期 間 満 了 年 月 日	年 月 日	
石川県職員の仕事手当に関する規則第 13 条第 5 項・第 13 条の 4 第 3 項の規定により上記のとおり受給期間を延長する。 年 月 日		
石川県知事		印

注意事項

- この通知書は、基本手当に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから、大切に保管すること。
- 受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があったとき (例えば、申請書を提出する理由や期間に変更があったとき) には、速やかにその旨を申し出るとともに、この通知書を提出すること。
- 受給期間延長等の理由がやんだときは、速やかにその旨を届け出るとともに、受給資格証 (受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票) に添えてこの通知書を提出すること。

別記第十三号様式(表)を次のように改める。

(表)

氏名		公共職業訓練等受講届						受給資格証番号
① 受給資格者に 関する事項	住所又は居所	1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練	4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第25条第1項の計画に準拠した同項第3号の訓練	5 雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの	6 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第2項に規定する認定職業訓練	
	(1) 種類	(3) 期間		(4) 昼夜間の別		昼間・夜間		
② 公共職業訓練 等に関する事項	(2) 職種	年 月 日	年 月 日	(6) 終了予定 年月日	年 月 日			
	(5) 受講開始 年月日	この欄の記載事実に誤りのないことを証明する。 年 月 日						(公共職業訓練等の施設の長の職 氏名) 印
(1) 寄宿の事実		有 ・ 無		(2) 寄宿開始年月日		年 月 日		
(3) 寄宿前の住所 又は居所								

③ 寄宿に関する事項  ④ 公共職業訓練等の受講を指示した公共職業安定所名	(4) 家族の状況	氏名	受給資格者との続柄	年齢	職業	同居・別居の別	別居している者の住所又は居所
				歳	有・無	同居・別居	
				歳	有・無	同居・別居	
				歳	有・無	同居・別居	
				歳	有・無	同居・別居	
				歳	有・無	同居・別居	
				歳	有・無	同居・別居	
				歳	有・無	同居・別居	
				歳	有・無	同居・別居	
				歳	有・無	同居・別居	
石川県職員の手当に関する規則第17条第1項の規定により上記のとおり届けます。 年 月 日 任命権者 殿 受給資格者氏名							
※ 処 理 欄		基 本 手 当	寄 宿 手 当	証 明 認 定			

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の石川県職員の退職手当に関する規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の石川県職員の退職手当に関する規則の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十月三日

石 川 県 人 事 委 員 会

**石川県人事委員会規則第十五号**

一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する規則(平成十七年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

**第十条 削除**

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。